

早めの準備で正しい申告を



申告書の作成・提出はお早めに

市・県民税は2月1日(木)、所得税は2月16日(金)から申告を受け付けます。
会場により受付時間が異なりますので、日程を確認してください。

受付時間を確認して各会場で

市・県民税、所得税の申告会場と受付日時は3ページの表の通りです。

成田税務署特設会場では、市・県民税の申告はできませんので注意してください。また、次の日時は大変混雑することが予想されるため、避けて申告することをお勧めします。

- 午前9時ごろ(全ての会場)
- 月曜日(市役所)
- 午前中(下総・大栄支所)

市・県民税の申告

平成30年1月1日現在市内に住んでいた人で、平成29年中に次に当てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成29年分の所得税の

確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

○事業所得などがあった人：営業・農業(収支内訳書を必ず作成し、持ってきてください)・そのほかの事業での所得や、不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

- ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に所得があった人
- ・平成29年中に退職し、平成30年1月1日現在就職していない人
- 「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人
- ・「公的年金等」の所得以外に所得があった人

・公的年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を追加する人

○平成29年中に所得がなかった人
：国民健康保険税の算定資料や、非課税証明書交付の資料になるので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、平成30年1月1日現在、市内に住んでいる同世帯の人の扶養親族になっっている配偶者や子などは、申告の必要はありません

○市内に住んでいないが、平成30年1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人
申告を忘れると

今回の申告は、平成30年度の市・県民税を算出する基礎となります。

申告をしないと、保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公

申告会場と受付日時

混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがあります。

会場	受付日	受付時間
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告		
市民税課(市役所2階)	2月1日(木)～15日(木)(土・日曜日、12日(月)を除く)	午前9時～正午 午後1時～4時
所得税の申告		
成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)	2月13日(火)～3月15日(木)(土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)と2月25日(日)は受け付けます)	午前9時～午後4時 (提出は午後5時まで)
市・県民税と所得税の申告		
市役所6階中会議室	2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)と2月25日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～4時
大栄支所2階会議室	2月18日(日)・19日(月)・20日(火)	
下総支所2階会議室	2月25日(日)・26日(月)・27日(火)	
豊住公民館	2月22日(木)	午前9時～正午
八生公民館	2月23日(金)	
公津公民館	3月1日(木)	
保健福祉館	3月2日(金)	
久住公民館	3月7日(木)	
中郷公民館	3月8日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月9日(金)	

所得税の確定申告

成田税務署特設会場の入り口は、午前10時までは立体駐車場連絡通路から入る2階C入り口のみにな

- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人

※市・県民税についでくわしくは市民税課(☎20・1513)へ。
必ず申告をしてください。
営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。

- 寄附金控除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- 退職所得となる人
- 分離課税(譲渡・配当・山林・)

年金所得者は確定申告が不要な場合も

「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告をする必要はありません(所得税の還付を受けるための確定申告はできません)。ただし、この要件に当てはまる人でも市・県民税の申告が必要な場合があります。

e-Taxを利用してパソコンで確定申告

e-Taxとは、あらかじめ開始届を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば、インターネットから確定申告が利用できます。

電子証明書とICカードリーダーが必要で、また、電子証明書の取得にはマイナンバーカードが必要です。

還付申告は書面提出に比べて早期に処理されるため、還付金が3週間程度で受け取れる

市・県民税、所得税の申告には、マイナンバーの分かる物と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。また、家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要です。

源泉徴収票や控除証明書などの添付書類の提出を省略できる(申告期限から5年間は税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)

扶養控除などを申告する場合は、被扶養者のマイナンバーを記載してください。

e-Taxには次のメリットがあります。

※くわしくは、所得税の確定申告については成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)、電子証明書とマイナンバーカードについては市民税課(☎20・1525)へ。

ネット上で国税に関する申告や納税申請、届け出などの手続きができるシステムです。

申告にはマイナンバーの記載が必要です

申告のときに必要なもの

- 全ての人…マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票のいずれか、本人確認書類(マイナンバーカードがあれば不要)、印鑑(ゴム製は不可)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業を営んでいる人…収入や支出が分かるもの、前年の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人…医療費控除の明細書やセルフメディケーション税制の明細書など
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人…支払金額が確認できるもの
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…支払証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の振込先口座が分かるもの

郵送でも提出できます

- 市・県民税申告書…〒286-8585 花崎町760 成田市役所市民税課
- 確定申告書…〒286-8501 加良部1-15 成田税務署